

退職後の健康保険のご案内

■退職後の健康保険にはどのようなものがありますか？

再就職等でお勤め先の健康保険に加入される場合を除いて、
「国民健康保険」「協会けんぽの任意継続」「ご家族の健康保険(被扶養者)」
の3種類があります。



<加入先>	国民健康保険	協会けんぽの 任意継続	ご家族の健康保険 (被扶養者)
<手続き先>	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
<加入条件>	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課に お問い合わせください	退職日までに被保険者 期間が継続して 2か月 以上 あることが必要です 退職日の翌日から 20日 以内 に手続きが必要 です	ご家族が加入している健 康保険の扶養認定条件 を満たす必要があります ※ご家族の勤務先にお問 い合わせください
<保険料>	加入する世帯の人数や、 前年の所得などによって 決まります ●離職理由により保険料が 軽減されることがあり ます ●お住まいの市区町村に より保険料が異なります	退職時の保険料の 2倍 となります(金額には上限 があります) ●退職前に加入されていた 協会けんぽの支部とお住 まいの都道府県支部が 異なる場合等は、2倍の 金額にならない場合もあ ります ●保険料率の改定により、 加入期間途中で保険料 が変更となる場合もあり ます	被扶養者の保険料負担 はありません

高額療養費の多数該当については、協会けんぽの任意継続を選択した場合は通算されます。
「国民健康保険」や「ご家族の健康保険(被扶養者)」を選択した場合は通算されません。

■協会けんぽの任意継続に加入したい場合の手続き方法は？

退職日までに継続して**2か月以上**の被保険者期間のある被保険者が、「健康保険
任意継続被保険者資格取得申出書」を、退職日の翌日から**20日以内**(20日目が土・
日・祝日の場合は翌営業日まで)にお住まいの都道府県の協会けんぽ支部までご
提出ください(電子申請または郵送による提出にご協力をお願いします)。



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ 全国健康保険協会 佐賀支部

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル TEL:0952-27-0611(代表)

- 協会けんぽ佐賀支部LINEアカウントの登録をお願いします。
- 協会けんぽ佐賀支部LINEアカウントで、健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。ぜひご登録ください。
- 各種申請書はホームページから印刷できます。

▼LINE登録

